

和歌山市(令和8年度) 弁護士に無料でご相談いただけます!

養育費等無料相談

対象者

ひとり親家庭の親もしくは養育者
(離婚前の方も対象となります)

相談場所

こども家庭課(東庁舎2階)

実施日

毎月第2水曜日(午後開催)

4月 8日	5月 13日	6月 10日
7月 8日	8月 12日	9月 9日
10月 14日	11月 11日	12月 9日
1月 13日	2月 10日	3月 10日

要予約

8月、9月木曜日(夕方開催)

8月 6日	8月 20日
8月 27日	9月 3日
9月 17日	9月 24日

※相談時間:1時間程度

ご利用は事前予約が必要です。お電話もしくはこども家庭課窓口にてご予約ください。

養育費とは?

子どもの監護や教育のために必要な費用のことをいいます。一般的には、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

離婚の理由や原因は関係ないのか?

離婚の理由や原因と養育費の責任は全く別のもので、親同士の問題とは切り離して、お子さんの健康な成長を考えましょう。

養育費は払わなくていいという約束をしたが、払わなければならないのか?

離婚時にそのような約束をしたとしても、その後の事情が変わってお子さんの生活費が必要になった場合は払わなければなりません。



養育費の取り決めをしたが支払ってもらえません。どうしたらいいか?

履行確保の手続や強制執行の手続をとることができます。
(公正証書を作成したり、調停で決めたときには収入や財産の差押えをすることができます。)

親子交流とは?

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが、子どもと定期的・継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。



養育費のほか、離婚・親権・親子交流・慰謝料や財産分与などの法律に関するご相談をお聞きします。

和歌山市役所こども家庭課(東庁舎2階) 073-435-1219